

第1回専門家会合(令和3年4月30日)における主な議論

【視力に係る認定基準関係】

- 身体障害者手帳の見直しと整合する内容であり、事務局の見直し案が妥当。

【視野に係る認定基準関係】

- 障害年金独自基準※には該当するものの、その他の2級基準には該当しない場合も想定し得るので、改正によって不利益を生じるケースが生じないよう、現行の障害年金独自基準をそのまま存置することが妥当。

※ ゴールドマン視野計において、求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I/2の視標(中心視野)で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの

- 障害年金独自基準については、その他の2級基準とのバランスから、現行通り、「求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて」という限定を付すべき。仮に、この限定を付さないと、その他の2級基準に比べて範囲が広くなり過ぎてしまい、バランスが悪くなってしまう。
- 障害年金独自基準について、現行通り「求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて」という限定が付されるのであれば、視野障害としての認定に係る審査を行うことが可能。この限定がなければ、視野障害としての審査の実務を行うことが難しい。
- 障害年金独自基準について「求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて」という限定を付しても、現行制度通りの基準であり、受給者の不利益にはならない。
- 自動視野計による認定基準の創設により、審査の円滑化を図ることができる。

【併合等認定基準関係】

- 事務局の見直し案に対する意見はなかった。

【診断書様式関係】

- 視野図のコピーを診断書に添付することにより、円滑な審査を実施できる。